



ない行為があったと認定しております。これらについては、監査法人においても同様に判断しており、それらに加えて、不適切な会計処理が存在する疑義が認識された後の監査の過程においても、代表取締役による当監査法人に対する虚偽の説明がなされていたと判断しております。このことは、監査意見を表明する前提となる、経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせていることから、監査法人は、当社の2020年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書に関して、何らかの修正が必要かどうかについて判断することができませんでした。

## (2) 監査報告書

(1) 内部統制監査報告書に記載のとおり、監査意見を表明する前提となる、経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせていることから、監査法人は、上記の連結財務諸表に何らかの修正が必要かどうかについて判断することができませんでした。

## (3) 四半期レビュー報告書

(1) 内部統制監査報告書に記載のとおり、監査意見を表明する前提となる、経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせていることから、監査法人は、上記の四半期連結財務諸表に何らかの修正が必要かどうかについて判断することができませんでした。

## 3. 内部統制監査報告書、監査報告書及び四半期レビュー報告書の受領日

2020年9月30日

## 4. 今後の方針

当社といたしましては、今回の監査法人の意見不表明等に至った事由を重く受け止め、今後適切に対処してまいります所存です。

以上